

# 運営規程

社会福祉法人 福角会  
認定こども園 福角保育園

# 社会福祉法人 福角会

## 認定こども園 福角保育園 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人福角会が設置するこの保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 認定こども園 福角保育園
- (2) 所在地 松山市福角町甲1258番地2

(施設の目的)

第2条 認定こども園 福角保育園(以下「当園」という。)は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適切な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2.当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3.当園は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)及び幼稚園教育要領(平成29年3月31日文部科学省告示第62号)に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用子どもの受け入れ状況等により、員数が変動する場合が有り得る。

- (1)園長 1名

園長は、特定教育・保育の資質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2)副園長 1名

副園長は、利用子どもを全体的に把握し、園長を補佐する。

- (3)主幹保育士 1名

主幹保育士は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育儿相談、地域子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

- (4)保育士 15名以上

保育士は、園児の教育及び保育をつかさどる。

(5)栄養士 1名(調理員兼務)

栄養士は、保育・幼稚園課の献立を基に、献立の変更やアレルギー児の献立変更を行う。

(6)調理員 3名以上

調理員は、献立に基づく調理業務をする。

食育活動や食育に関するおたより等の作成をする。

(7)嘱託医 1名

健康診断を年に最低2回は実施する。

健康や身体上の問題についての相談を求められた際には、所属する医院にそれを行う。

(8)嘱託歯科医 1名

歯科検診を年に最低2回は実施する。

健康や身体上の問題についての相談を求められた際には、所属する医院にそれを行う。

(9)英語教師 1名

4・5歳児を対象に英語教室を行う。

(学期)

第6条 1年を次の3学期に分ける。

(1)第1学期 4月1日から8月31日まで

(2)第2学期 9月1日から12月31日まで

(3)第3学期 1月1日から3月31日まで

(特定教育・保育を行う日)

第7条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。但し、1号認定の子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 年始休日(1月2日及び1月3日)

(3) 年末休日(12月29日～12月31日)

3 1号認定利用子どもは、前項の規定の他に、次に当てはまる事項を長期休業日とする。

(夏季)7月19日～8月31日

(冬季)12月25日～1月12日

(春季)3月24日～4月6日

4 当園は前項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前2項及び3項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。尚、その場合1号認定の子どもは、振替休日を設けることがある。

5 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育を提供する時間)

第8条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1)保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、土曜日を除き19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2)保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、土曜日を除き延長保育を提供する。

(3)教育標準時間は、8時30分から14時とする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 当園は、松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年7月11日松山市条例第50号)第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園は、松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、別表に掲げる実費を徴収する。

(利用定員)

第10条 利用定員は次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	-	-	-	1人	1人	1人	3人
2号・3号	3人	10人	12人	15人	15人	15人	70人
合計	3人	10人	12人	16人	16人	16人	73人

(利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第11条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申し込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第10条に定める利用定員の総数を超える場合においては、松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年7月11日松山市条例第50号)第6条第2項の規定により、抽選、申し込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第12条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者との内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1)法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなつたとき。

(2)利用子どもの保護者から当園の利用に係る取り消しの申し出があつたとき。

(3)市が当園の利用継続が不可能と認めたとき。

(4)その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当園の職員において、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 当園は非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 当園は、利用子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定める場合は除く。

(苦情解決)

第 17 条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第 18 条 当園は、特定教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(1)特定教育・保育の実施に当たっての計画

(2)提供した特定教育・保育に係る提供記録

(3)松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
第 19 条の規定する市への通知に係る記録

(4)苦情の内容等の記録

(5)事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

(掲示)

第19条 当園は、運営規程の概要、施設の目的、運営方針、職員の職種、員数、その他の特定教育・保育の選択に資すると思われる重要な事項を、当園の見やすい場所に掲示する。

(会計処理)

第20条 当園は、社会福祉法人福角会の経理規程に基づき、社会福祉事業区分、福角保育園

拠点区分、福角保育園サービス区分として、適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、経営成績及び財政状態を適正に把握する。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福角会と認定こども園の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則 この規程は、2016年 4月 1日から施行する。  
この規程は、2017年 4月 1日から一部変更する。  
この規定は、2018年 4月 1日から一部変更する。  
この規定は、2019年 4月 1日から一部変更する。  
この規定は、2019年10月 1日から一部変更する。  
この規定は、2020年 4月 1日から一部変更する  
この規定は、2021年 4月 1日から一部変更する。  
この規定は、2022年 4月 1日から一部変更する。  
この規定は、2023年 4月 1日から一部変更する。  
この規定は、2024年 4月 1日から一部変更する。  
この規定は、2025年 4月 1日から一部変更する。

## 別表

### 1. 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	対象児	金額
延長保育料	2号認定・3号認定の利用子ども対象	保育標準時間 月額 18 時 30 分まで 1,600 円 月額 19 時まで 2,600 円 日額 30 分 160 円 日額 1 時間 260 円 保育短時間 30 分 100 円
給食提供に係る費用	1号認定の利用子ども対象	給食費 250 円/日
	2号認定の利用子ども対象(3歳児以上)	・主食代金: 700 円/月 ・副食代金: 4,500 円/月
遠足等諸費用	1号認定・2号認定の利用こども対象	実費徴収
体操教室	1号認定・2号認定の利用子ども対象(3歳児以上)	上乗徴収費用 1回 250 円(外部講師代)
体操服・カラー帽子代	1号認定・2号認定・3号認定の利用子ども対象	実費徴収
紙おむつサブスクリプションサービス利用料	3号認定の利用子ども対象(希望者)	月額 2,490 円